

あとがき



1998年、3人の子どもの出産がおわってから、34歳でロースクールと経営学大学院に行こうと一大決意して、渡米してからはや20年が経ちました。大学院在学中は、インターナショナルオフィスでGraduate Assistant (GA)として仕事をしていたことから、滞在資格維持や就労許可など、留学生が直面するさまざまな問題に関与しており、自分も含め外国人がアメリカで就学や就労するために、どれだけ情報を入手しにくいかを実際に体験しました。在学中は、留学生にはどのような就労制限や就労許可があるのか自分なりに模索し、その後インターナショナルオフィスでGAの仕事に就いてからは、留学生がかかわる法律についても勉強をすることができました。また、インターナショナルオフィスの活動の一環として、説明会やセミナーを通して、自分たちが遵守すべき法律に関し、留学生の知識向上を図るよう尽力していました。

卒業後は税法に進む選択肢もありましたが、自分が学生ビザで渡米していたこともあり、弁護士事務所では移民法の就職を選びました。自分自身、学生ビザから就労ビザ、そして永住権の申請という過程をたどり、また子どもが永住権取得後、日本国籍を残すかアメリカの市民権をとるかなどについても、それぞれの選択肢についていろいろと熟考しました。このような経験から、学生ビザ、就労ビザ、永住権、市民権、子どもの問題など、一般にお客様から受ける相談内容は、私自身の抱えてきた問題でもあるので、とても人ごととは思えません。

昨年度、野口弁護士の紹介から大須賀先生と一緒に世界中の学生向けの移民法に関するウェビナーを担当させていただきました。このセミナーを通して、一般の法律の解説以外にも、自らの体験にもとづき、留学生が気になるポイントについて解説をいたしました。また、研究者の皆様とのやりとりを通し、一般の留学生は弁護士に相談しないで、自分でビザを申請し

ているために、特に日本語でのビザ関連情報が不足しているために大変困っているということを認識いたしました。これがきっかけで今回の学生向けの移民法書籍の執筆に至ることになりました。本書はビザ申請に当たる手順や注意すべき点などについて解説しておりますので、この書籍がアメリカに留学を検討されている皆様の役に立てば幸いです。

トランプ大統領が就任してから、移民法もますます厳しくなっています。留学生にとっても厳しい内容の法律も出てきています。このように日々新しい情報が出てきており、移民法も随時変更しています。このような状態の中、この書籍がカバーできる範囲も限られてきますが、引き続き移民法の更新情報として、ウェブサイト (<https://usvisastation.com>) に最新情報を掲載していく予定ですので、ビザ申請にあたっては、常に最新の情報を確認してください。また書籍のところどころに移民局のウェブサイトのリンクも添付していますので、ビザを申請する前に、必ず最新情報を確認するように心がけてください。

この書籍がより多くの皆様の役に立つことをお祈りしております。

2018年10月

テイラー・イングリッシュ・ドゥマ法律事務所

パートナー・ジョージア州弁護士

大藏昌枝